

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 洲本市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.8%
全職員	73.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.3%
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.0%
31～35年	88.4%
26～30年	95.5%
21～25年	86.5%
16～20年	92.9%
11～15年	86.5%
6～10年	90.4%
1～5年	95.9%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週の勤務時間が38時間45分未満の者については、その者の週の勤務時間を38時間45分で按分した数を職員数としてカウントしています。
- パートタイム会計年度任用職員のうち、特定の時期に一時的に任用される職員は算出の対象外としています。
- 指導主事や国・県からの出向者の勤続年数について、本市での任用開始日以降の期間に基づいて区分した場合、勤続年数別の算出値に与える影響が大きいため、前職を含んだ勤続年数により区分しています。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.2%となっています。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。